

吹付けアスベスト飛散防止対策対応方針

平成17年8月25日

使用状況調査の結果、吹付けアスベストの使用が確認された建築物については、県民、職員の健康に対する安全性の確保を最優先することとし、次のとおり飛散防止対策を実施することとする。

1. 一般的に県民・職員が利用する場所

アスベストが使用されている旨表示し、直ちに応急の飛散防止措置又は立入禁止措置を講じ、室内環境中のアスベスト濃度測定を行うとともに、早急に適切な除去、封じ込め又は囲い込みの飛散防止対策を実施する。

2. 1以外の場所（機械室等）

(1) 目視等により、壁面からの垂れ下がりやはがれ等飛散する可能性があると認められる場合には、アスベストが使用されている旨表示し、関係者以外の立入禁止措置を講じ、室内環境中のアスベスト濃度測定を行うとともに、早期に飛散防止対策を実施する。

飛散防止対策を実施するまでの間は、入室する場合、防塵マスク等を装着して立ち入る。

(2) (1)以外の場合にあっても、当面入室禁止措置又はこれに準じる措置を講じ、室内環境中のアスベスト濃度測定を行うとともに、飛散を防ぐための維持保全計画を策定し、適期に飛散防止対策を実施する。

(留意事項)

- 飛散防止対策にあたっては、専門の技術者等と相談し、「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針」「石綿障害予防規則」等により実施すること。
- アスベストの処理については、労働安全衛生法（石綿障害予防規則）・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律が適用されるのでこれらの法律を遵守して措置・施工・廃棄物処理をすること。

(参考)

飛散防止対策の工法

- a) 除去処理工法・・・・既存の吹付けアスベスト層を全部除去して、他の非アスベスト建材に代替えする方法
- b) 封じ込め処理工法・・・既存の吹付けアスベスト層はそのまま残し、アスベストの表面に固化剤を吹付けることにより塗膜を形成する、アスベストの内部に固化剤を浸透させアスベスト繊維の結合力を強化することにより飛散を防止する方法
- c) 囲い込み処理工法・・・既存の吹付けアスベスト層はそのまま残し、アスベスト層が使用空間に露出しないよう、吹付けられている天井、壁等を非アスベスト建材で覆うことにより室内等への飛散を防止する方法